

様式 1 公表されるべき事項

国立大学法人和歌山大学の役員報酬・給与等について(令和7年度)

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 役員報酬の支給水準の設定についての考え方

役員報酬の水準は、法人化前の国家公務員指定職俸給表の俸給月額を踏まえ、国家公務員の給与水準及び他の同規模の国立大学法人の役員報酬水準を参考として決定している。

② 令和7年度における役員報酬についての業績反映のさせ方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

国立大学法人和歌山大学役員給与規程により、給与については、文部科学省国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果を勘案し、その職務実績に応じて100分の10の範囲内で増額又は減額することができることとしている。業績給は令和7年度末現在には未導入である。

③ 役員報酬基準の内容及び令和7年度における改定内容

法人の長

役員報酬支給基準は、俸給、地域手当、広域異動手当、通勤手当、単身赴任手当及び期末特別手当から構成されている。期末特別手当については、国立大学法人和歌山大学役員給与規程に則り、期末特別手当基礎額(俸給月額+地域手当+俸給月額、地域手当及び広域異動手当の月額に100分の20を乗じて得た額+俸給月額に100分の25を乗じて得た額)に6月支給時は100分の172.5、12月支給時は100分の177.5を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。

なお、令和7年度においては、俸給月額の引き上げ(18,000円～27,000円)、期末特別手当支給率の引き上げ(0.05月分)を実施した。

理事

法人の長と同様の規程に基づき支給している。

理事(非常勤)

国立大学法人和歌山大学役員給与規程に基づき、非常勤役員手当及び交通費を支給している。

監事

法人の長と同様の規程に基づき支給している。

監事(非常勤)

国立大学法人和歌山大学役員給与規程に基づき、非常勤役員手当及び交通費を支給している。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	令和7年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 18,266	千円 12,072	千円 5,316	千円 603 273 (地域手当) (通勤手当)			※
A理事	千円 14,722	千円 9,528	千円 4,196	千円 476 521 (地域手当) (通勤手当)			※
B理事	千円 14,489	千円 9,528	千円 4,196	千円 476 288 (地域手当) (通勤手当)			※
C理事	千円 8,903	千円 5,958	千円 2,624	千円 297 24 (地域手当) (通勤手当)			
D理事	千円 15,018	千円 9,528	千円 4,196	千円 476 170 648 (地域手当) (通勤手当) (単身赴任手当)		3月30日	◇
A監事	千円 9,004	千円 5,958	千円 2,624	千円 297 124 (地域手当) (通勤手当)			
B監事 (非常勤)	千円 1,281	千円 1,260	千円 0	千円 21 (交通費)			

注1:総額、各内訳については千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

注2:地域手当とは、地域における民間の賃金水準を基礎とし、地域における物価等を考慮して和歌山県和歌山市に所在する事業所に勤務する役職員に支給しているものである。

注3:広域異動手当とは、本学が遠隔地に居住する者を役職員として任命した場合において、異動前後

注4:「前職」欄の「◇」は役員出向者、「※」は独立行政法人等の退職者であることを示す。

3 役員報酬水準の妥当性について

【法人の検証結果】

法人の長

国立大学法人和歌山大学は、学術文化の中心として広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を研究、教授し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とし、社会に寄与する有為な人材を育成することを使命として、これまで学長直轄組織「紀伊半島価値共創基幹」と自治体・企業等とのパートナーシップによる社会実装研究や、学長直轄組織「国際イニシアティブ基幹」におけるICTを活用した海外の大学等との連携による教育、学長直轄組織「イノベーションイニシアティブ基幹」におけるアントレプレナーシップ教育を核とした地域イノベーションの創出、文理融合型教育課程の社会インフォマティクス学環及び観光分野の専門職大学院の設置、地域課題の解決に取り組む「わかやま地域連携推進プラットフォーム」の設立、年俸制適用教員の拡充やクロス・アポイントメント制度の整備による人事・給与システムの弾力化等の多様な取組を学長のリーダーシップの下で推進している。

そうした中で、国立大学法人和歌山大学の学長は、職員数約500名の法人の代表として、その業務を総理するとともに、校務を司り、所属職員を統督して、経営責任者と教学責任者の職務を同時に担っている。

学長の年間報酬額は、人数規模が同規模である民間企業の役員報酬29,096千円と比較した場合、それ以下であり、また、事務次官の年間給与額23,235千円と比べてもそれ以下となっている。

国立大学法人和歌山大学では、学長の報酬月額を法人化移行前の国家公務員指定職俸給表を踏まえて決定しているが、学長の職務内容は法人化前にも増して複雑化しており、より高度なリーダーシップを問われている現状においても、法人化前の水準に抑えているものである。

また、文部科学省による国立大学法人の財務分析上の分類におけるHグループ(本学を含め10大学)内の、他の大学の長の報酬水準と同水準又はそれ以下となっている。

こうした職務内容の特性や他大学等との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

理事

国立大学法人和歌山大学の理事は、学長のリーダーシップの下、担当業務の責任者としての職務を担っている。

理事の年間報酬額は、人数規模が同規模である民間企業の役員報酬29,096千円と比較した場合、それ以下となっている。

また、文部科学省による国立大学法人の財務分析上の分類におけるHグループ(本学を含め10大学)内の、他の大学の理事の報酬水準と同水準又はそれ以下となっている。

こうした職務内容の特性や他大学等との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

理事(非常勤)

該当者なし

監事

国立大学法人和歌山大学の監事は、監査機関として業務の適法性と妥当性を確保することを目的としてその職務を担っている。

監事の報酬は、文部科学省による国立大学法人の財務分析上の分類におけるHグループ(本学を含め10大学)内の、他の大学の監事の報酬水準と同水準又はそれ以下となっている。

監事(非常勤)

国立大学法人和歌山大学の監事は、監査機関として業務の適法性と妥当性を確保することを目的としてその職務を担っている。

監事の報酬は、文部科学省による国立大学法人の財務分析上の分類におけるHグループ(本学を含め10大学)内の、他の大学の監事の報酬水準と同水準又はそれ以下となっている。

【文部科学大臣の検証結果】

職務内容の特性や国家公務員指定職適用官職、他の同規模の国立大学法人、民間企業等との比較などを考慮すると、役員の報酬水準は妥当であると考えます。

4 役員の退職手当の支給状況(令和7年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額) 千円	法人での在職期間 年 月		退職年月日	業績勘案率	前職
法人の長	該当者なし					
理事	該当者なし					
理事 (非常勤)	該当者なし					
監事	該当者なし					
監事 (非常勤)	該当者なし					

5 退職手当の水準の妥当性について

【法人の判断理由等】

区分	判断理由
法人の長	該当者なし
理事	該当者なし
理事 (非常勤)	該当者なし
監事	該当者なし
監事 (非常勤)	該当者なし

【文部科学大臣の検証結果】

該当なし

6 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

未導入

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 職員給与の支給水準の設定等についての考え方

当法人職員の給与水準を検討するにあたって、他の国立大学法人等、国家公務員のほか職種別民間給与実態調査によるデータのうち企業規模別(当法人約500人)・職種別平均支給額を参考にした。

- (1) 国立大学法人A大学・・・当該法人は、文部科学省による国立大学法人の財務分析上の分類におけるHグループ(本学を含め10大学)に所属している類似する国立大学法人であり、法人規模についても同等(常勤職員数約623人)となっている。
- (2) 国家公務員・・・令和7年度において、国家公務員のうち行政職俸給表(一)の平均給与月額額は約414千円となっており、全職員の平均給与月額額は約424千円となっている。
- (3) 職種別民間給与実態調査において、当該法人と同等の規模や職種の大学の平均初任給支給額は約228千円となっている。

② 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

昇給、昇格の実施及び勤勉手当の成績率の判定にあたっては、職員評価および教員活動状況評価の結果等を踏まえた勤務成績を考慮している。

当法人においては、平成27年1月より年俸制を導入し、適用を受ける教職員に業績給を支給しており、和歌山大学教職員年俸制給与規程に則り、基本給等に勤務成績の評価に応じた成績率を乗じ、さらに基準日以前1年以内の期間における教職員の在職期間に応じた期間率を乗じて得た額としている。

③ 給与制度の内容

国立大学法人和歌山大学教職員給与規程に則り、俸給の月額及び諸手当(管理職手当、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当、主幹教諭手当、地域手当、広域異動手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、教員特殊業務手当、教育実習等指導手当、多学年学級担当手当、教育業務連絡指導手当、入試手当、事業実施手当、超過勤務手当、休日手当、管理教職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当)としている。

期末手当については期末手当基礎額(俸給の月額+扶養手当+地域手当+広域異動手当+役職段階別加算額+管理職加算額)に6月支給時は100分の125、12月支給時は100分の127.5を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。

勤勉手当については、勤勉手当基礎額(俸給の月額+地域手当+広域異動手当+役職段階別加算額+管理職加算額)に基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じ、さらに勤務成績に応じた割合を乗じて得た額としている。

④ 給与制度の令和7年度における主な改定内容

令和7年度では、①一般職俸給表(一)の俸給月額を若年層に重点を置きつつ、その他職員も昨年度を大幅に上回る、平均3.3%の引き上げ、その他の俸給表も一般職俸給表(一)との均衡を基本に引き上げ改定、②期末・勤勉手当の支給率を改正(0.05月分引き上げ)、③通勤手当の支給上限の引き上げおよび自動車等使用者の手当額を各距離区分を200円から7,100円までの幅で引き上げ、④和歌山県和歌山市に勤務する職員の地域手当の支給額について、支給割合を引き下げ(俸給、管理職手当、主幹教諭手当及び扶養手当の月額合計額に100分の6を乗じて得た額→100分の4を乗じて得た額。ただし令和7年度中は経過措置として100分の5を乗じて得た額。)

2 職員給与の支給状況等

① 常勤職員の数

全常勤職員(令和8年4月1日時点):462人

注:常勤の在外職員、任期付職員及び再雇用職員を含む全ての常勤職員の総数

うち同一の職種等により通年で給与が支給された職員(対象常勤職員):336人

② 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	令和7年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
					うち通勤手当等	
千円	千円	千円	千円	千円		
常勤職員	251人	49.2歳	8,222	5,914	162	2,308
事務・技術	104人	45.5歳	6,578	4,775	149	1,803
教育職種 (大学教員)	94人	57.0歳	10,287	7,310	195	2,977
技能・労務職種						
教育職種 (附属高校教員)	22人	47.8歳	8,614	6,229	108	2,385
教育職種 (附属義務教育学校教員)	31人	38.8歳	7,200	5,283	141	1,917
その他医療職種 (医療技術職員)						

常勤職員(年俸制)	85人	50.1歳	10,163千円	7,151千円	195千円	3,012千円
事務・技術	該当者なし					
教育職種 (大学教員)	85人	50.1歳	10,163千円	7,151千円	195千円	3,012千円

在外職員	該当者なし					
------	-------	--	--	--	--	--

任期付職員	該当者なし					
事務・技術	該当者なし					
教育職種 (大学教員)	該当者なし					

任期付職員(年俸制)	22人	50.9歳	4,484千円	4,484千円	98千円	0千円
事務・技術	15人	50.9歳	4,211千円	4,211千円	69千円	0千円
教育職種 (大学教員)	7人	50.9歳	5,069千円	5,069千円	161千円	0千円
教育職種 (附属高校教員)						

再雇用職員						
事務・技術						
教育職種 (大学教員)	該当者なし					

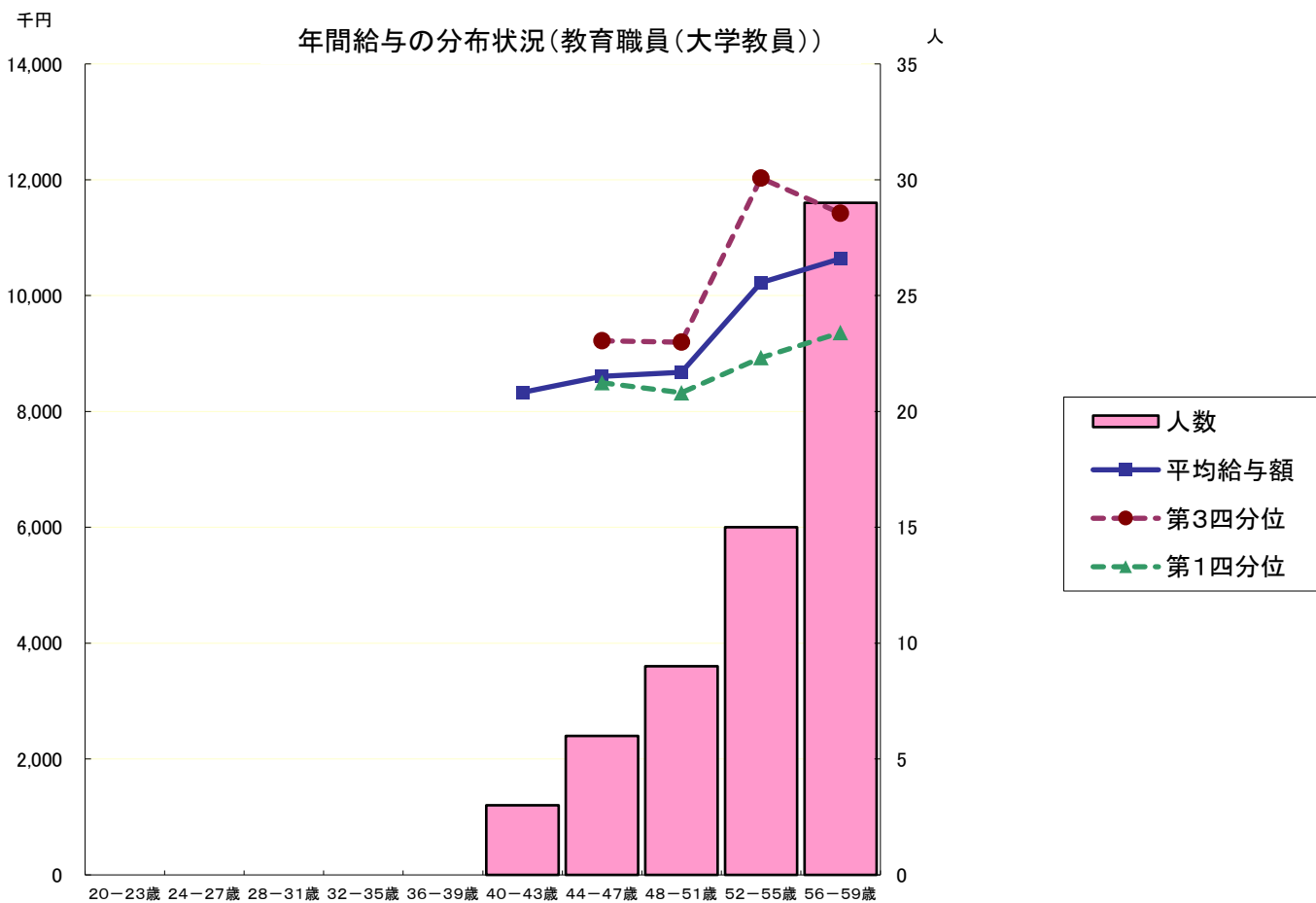
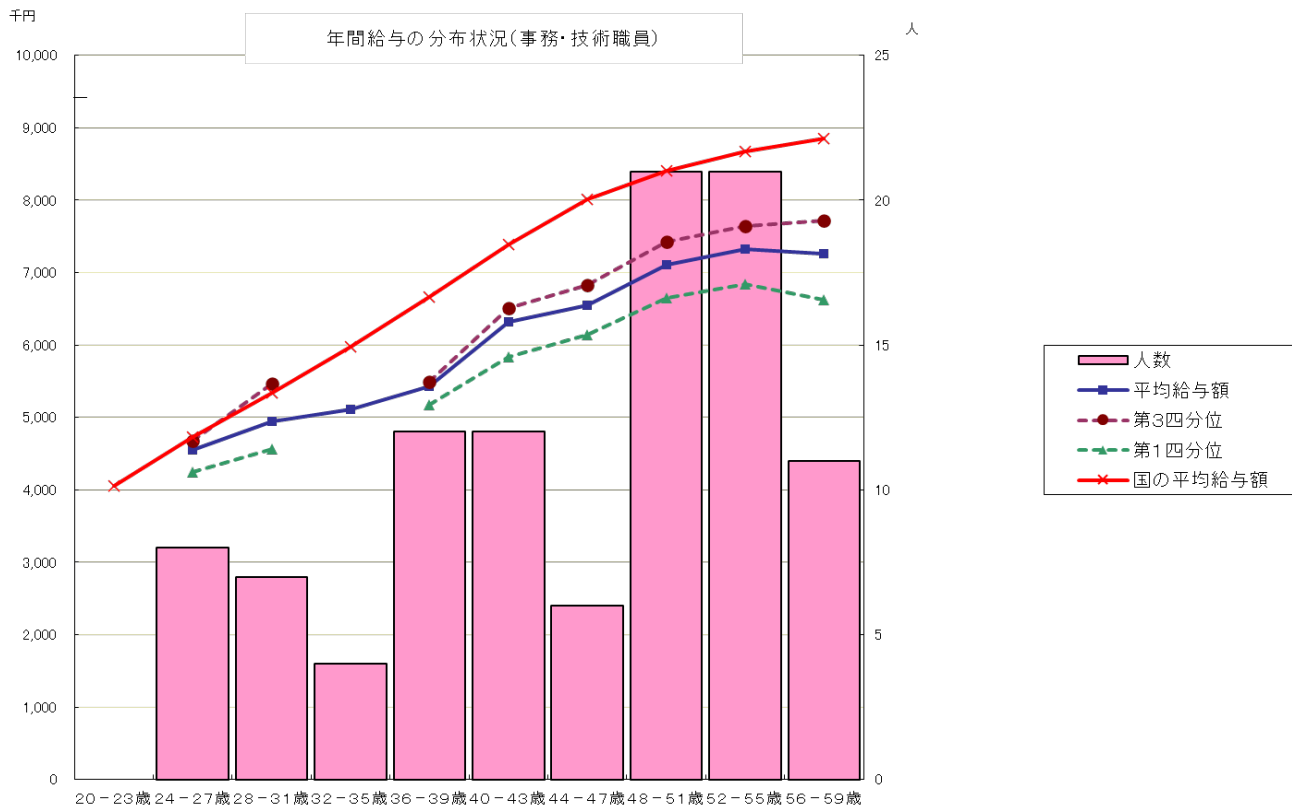
非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	6	49.8	4,107	4,107	138	0
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	6	49.8	4,107	4,107	138	0

注1:常勤職員については、年俸制適用者並びに年俸制以外の在外職員、任期付職員及び再雇用職員を除く。

注2:常勤職員の技能・労務職種、その他医療職種(医療技術職員)、任期付職員(年俸制)の教育職種(附属高校教員)、再雇用職員の事務・技術、非常勤職員の事務・技術については該当者が2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、区分以外は記載せず、全体の数値からも除外している。

注3:「教育職種(附属高校教員)」とは、附属特別支援学校教員を示す。

③ 年齢別年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))〔年俸制適用者並びに年俸制以外の在外職員、任期付職員及び再雇用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕



注1: ②の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

注2: 事務・技術職員の年齢32～35歳の該当者が4人以下であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

注2: 教育職員(大学教員)の年齢40～43歳の該当者が4人以下であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

④ 職位別年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	(最高～最低)
	人	歳	千円	千円
代表的職位				
・部長	1			
・課長	11	51.9	8,275	8,846～7,304
・副課長	13	55.1	7,213	8,369～5,321
・係長	38	50.0	6,804	7,750～5,696
・主任	14	43.6	5,895	6,559～5,106
・係員	27	32.6	4,950	5,834～4,161

注1:「部長」には、部長相当職である「事務局次長」を含む。

注2:「課長」には、課長相当職である「参事役」を含む。

注3:「副課長」には、副課長相当職である「主幹」「専門員」を含む。

注4:「係長」には、係長相当職である「主査」「専門職員」を含む。

注5:部長の該当者は2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与額については記載していない。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	(最高～最低)
	人	歳	千円	千円
代表的職位				
・教授	53	60.0	11,147	13,587～9,742
・准教授	32	53.6	9,056	9,828～8,324
・講師	5	49.9	8,497	8,904～7,917
・助教	3	50.2	7,114	
・教務職員	1			

注1:助教の該当者は4人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、最高及び最低年間給与額については記載していない。

注2:教務職員の該当者は2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与額については記載していない。

⑤ 賞与(令和7年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 54.0	% 54.4	% 54.2
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 46.0	% 45.6	% 45.8
	最高～最低	% 49.8～43.8	% 49.0～43.7	% 47.4～44.3
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 54.8	% 54.7	% 54.7
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 45.2	% 45.3	% 45.3
	最高～最低	% 49.8～41.6	% 49.8～41.7	% 48.6～41.6

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 53.7	% 53.6	% 53.7
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 46.3	% 46.4	% 46.3
	最高～最低	% 49.8～43.0	% 49.8～43.1	% 49.8～43.0
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 55.0	% 55.1	% 55.0
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 45.0	% 44.9	% 45.0
	最高～最低	% 49.8～42.5	% 49.8～42.6	% 48.6～42.6

3 給与水準の妥当性の検証等

事務・技術職員

項目	内容
対国家公務員 指数の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢勘案 84.8 ・年齢・地域勘案 93.0 ・年齢・学歴勘案 84.3 ・年齢・地域・学歴勘案 92.8 (参考) 対他法人 98.8
国に比べて給与水準が 高くなっている理由	
給与水準の妥当性の 検証	<p>(法人の検証結果)</p> <p>国からの財政支出が支出予算の約63%を占めることから、給与については国家公務員の給与水準を十分に考慮して決定されることが適切であると考えられる。本学の給与規則は国家公務員の給与制度に準拠して制定されており、給与決定、昇給、手当の支給等規則に則って適切に行われている。支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合は、令和6年度より約3.28%減少しており、国家公務員との比較指標においても、国家公務員の給与水準を下回る指数となっており、本学の給与水準は適切であると考える。</p> <p>(文部科学大臣の検証結果)</p> <p>法人の職員の給与水準は、職務の特性や国家公務員、民間企業の従業員の給与等を勘案し、設定の考え方を明らかにすることが求められており、国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、その合理性及び妥当性について、説明責任を果たすべきこととされている。(独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月24日閣議決定))</p> <p>当該法人は、国家公務員の給与、他の国立大学法人の給与及び民間企業の従業員の給与等を総合的に勘案したうえで、職員の給与水準を設定しており、法人における給与水準の妥当性の検証結果から、適切な対応が執られていると考える。引き続き、適切な給与水準の設定に努めていきたい。</p>
講ずる措置	<p>今後も、他の国立大学法人、国家公務員、同等規模の民間事業の給与水準を参考にして、引き続き適正な給与水準の維持に努めていく。</p>

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 94.5

注:上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、令和7年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

4 モデル給与

(扶養親族がない場合)

事務・技術職員

- 22歳(大卒初任給)
月額 232,000円、年間給与 3,490,116円
- 35歳(主任)
月額 311,745円、年間給与 5,251,651円
- 50歳(副課長)
月額 397,845円、年間給与 6,781,349円

教育職員

- 24歳(助教、修士修了初任給)
月額 297,600円、年間給与 4,478,428円
- 35歳(講師)
月額 415,800円、年間給与 7,094,945円
- 50歳(教授)
月額 570,885円、年間給与 9,850,904円

※ 扶養親族がいる場合には、扶養手当(配偶者3,000円(※教授である場合なし)、子1人につき11,500円)を支給

5 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

当法人においては、平成27年1月より年俸制を導入し、適用を受ける教職員に業績給を導入しており、和歌山大学教職員年俸制給与規程に則り、基本給等に勤務成績の評価に応じた成績率を乗じ、さらに基準日以前1年以内の期間における教職員の在職期間に応じた期間率を乗じて得た額としている。
令和7年度末までに99名導入しており、今後も継続・拡充していく予定としている。

III 総人件費について

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 3,416,781	千円 3,443,813	千円 3,496,351	千円 3,555,536	千円	千円
退職手当支給額 (B)	千円 273,514	千円 310,755	千円 359,419	千円 241,282	千円	千円
非常勤役職員等給与 (C)	千円 557,533	千円 569,724	千円 547,122	千円 591,363	千円	千円
福利厚生費 (D)	千円 615,313	千円 625,815	千円 622,838	千円 630,142	千円	千円
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 4,863,141	千円 4,950,107	千円 5,025,730	千円 5,018,323	千円	千円

注:財務諸表附属明細書「役員及び教職員の給与の明細」では、受託研究費等により雇用される職員に係る費用、人材派遣契約に係る費用及び福利厚生費を計上していないため、本表とは一致しない。

総人件費について参考となる事項

給与、報酬等支給総額については、対前年度比1.7%となっている。主な要因は、俸給表の引上げであると推測される。
最広義人件費については、対前年度比△0.1%となっている。主な要因は、退職手当支給額について対前年度比△32.9%と減少しているためである。

IV 定年制度及び60歳以上の職員の給与制度

教育職員(大学教員)の定年年齢は65歳である。
事務・技術職員については、令和7年4月1日に定年年齢を61歳から62歳に引き上げた。事務・技術職員については、60歳に達した管理監督職の職員は、60歳到達後最初の4月1日をもって非管理監督職に降任する制度を設けており、また、基本給について、60歳到達後最初の4月1日以降7割水準とすることとしている。

V その他

特になし